

既存住宅をご購入される皆様へ

個人間の売買の場合

既存住宅購入の際は、瑕疵保険で不安解消！



「あんしんウチかえる」

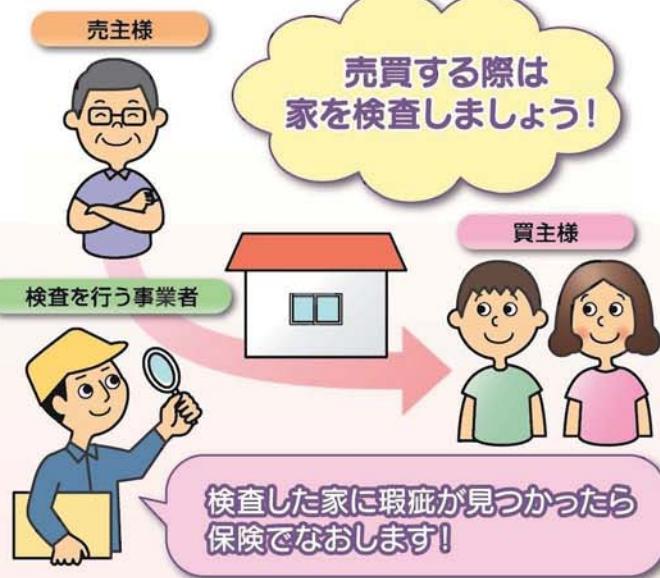
近年、住宅選びの選択肢として、既存住宅への注目が高まっています。既存住宅であれば、購入額に改修費用を加えても新築より低コストで済むことも多く、魅力ある選択肢の一つです。それでも購入者にとって、既存住宅の購入には検査や保証などに対する不安がつきものです。

そんな心配に備えた保険が

あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険

「瑕疵」とは「①きず。欠点。②法的になんらかの欠陥・欠点のあること」

この保険は引渡しを受けた後で、既存住宅に欠陥が見つかった場合にその欠陥を補修するためにかかった費用をお支払いする保険です。



「あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険」の仕組み

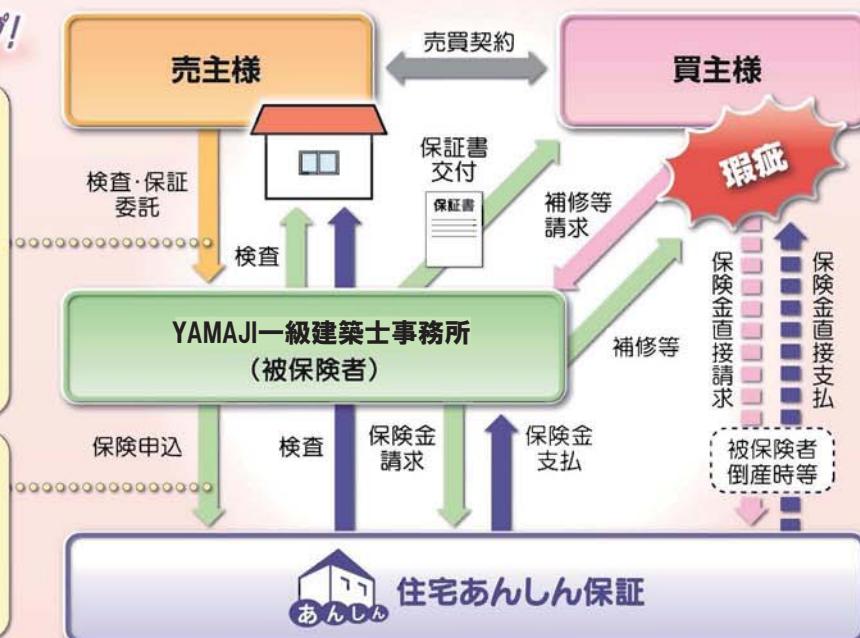
万が一、瑕疵(欠陥)があつても保険でバックアップ！

→ 【瑕疵保証責任】

- 購入した既存住宅に瑕疵(欠陥)が見つかった場合、検査を行った事業者は補修する責任があります。
- 保険の対象となる部分は、住宅の構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分です。

→ 【瑕疵保険】

- 検査事業者は、保険に加入することで、万が一、住宅に瑕疵(欠陥)が見つかった場合、欠陥を補修するための費用を確保できます。



ホームページで検査事業者を照会できます

住宅あんしん保証および一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページに、この保険が使える検査事業者の会社名、連絡先やこの保険を使った実績が公表されます。



既存住宅売買瑕疵保険の「保険付保証明書」を税制特例^(※)の証明書類として活用することができます

※登録免許税、住宅ローン減税、不動産取得税、贈与税非課税措置等、長期譲渡所得課税特例

Q どんなところが保険の対象になるの？

保険の対象となる部分は、住宅の中でも特に重要な部分である以下の部分です。

⇒ 柱、基礎などの構造耐力上重要な部分

⇒ 外壁、屋根などの雨水の浸入を防止する部分

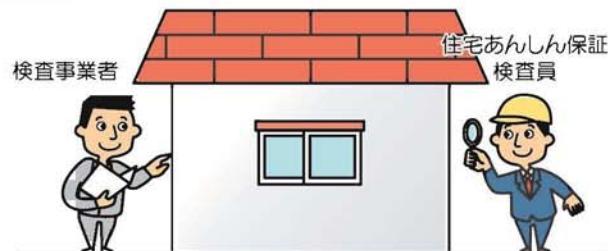
別途、特約を付帯することにより、住宅区分に応じて管路・設備等を保険の対象に追加することができます。



Q 保険の検査は誰がするの？

検査は、検査を行う事業者だけでなく、建築士資格をもつた住宅あんしん保証の検査員も行いますので、瑕疵の防止につながります。

別途、瑕疵保険に加入可能な住宅であることを売買契約前に確認できる「事前現場検査」をご用意しています。



Q 保険期間は何年？

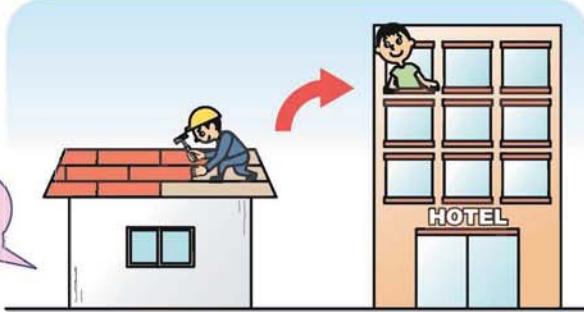
引渡し日から **1年** または **5年** になります。



Q どんな事に保険金が支払われるの？

欠陥を補修するための工事代金以外にも、補修のための調査費用や補修工事中の仮住まいの費用なども含まれます。

仮住まいの費用も
お支払い！！



Q 保険金は最大いくらまで支払われるの？

500万円 または **1,000万円** (※) になります。

※保険期間5年の場合の保険金額は1,000万円のみです。



保険金をお支払いできない場合もございます。詳しくは事業者へご確認ください。

このご案内は買主様にできる限りわかりやすく保険の概要をお伝えするために、商品情報を抜粋し、平易な用語を用いて、ご説明しております。詳細な情報は事業者にご確認ください。

株式会社 住宅あんしん保証は、国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の保険会社です。



住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅性能評価機関

株式会社 住宅あんしん保証

■ 本社

〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テブコビル6階

TEL.03-3562-8122 FAX.03-3562-8031

ホームページ

お客様相談室

<http://www.j-anshin.co.jp> TEL.03-6824-9095

本紙記載内容／2014年2月現在

本紙に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

お問合せ先



YAMAJI コーポレイション
YAMAJI 一級建築士事務所

〒604-8242 京都市中京区西洞院三条下ル 三洋六角ビル202

TEL.075-744-6025 FAX.075-744-6026